

2014年条約勧告適用専門家委員会ILO第100号条約オブザベーション（抄）
（厚生労働省国際課仮訳）

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約
1951年（第100号）

日本（批准：1967年）

委員会は、再度、政府に対して、同一価値の労働に対する男女の同一報酬に関する権利並びに適切な権利行使のための手続及び救済措置を明確に確立する法令上の枠組みを確保するための即時の具体的な措置を講ずるよう促す。委員会は、政府に対して、この点に関してとられた措置及び達成された進展に関する詳細な情報並びに男女の同一報酬に影響を与え得る現行の労働法の改正及び同一賃金に関連する司法上又は行政上の決定に関する情報を提供するように求める。

委員会は、男女の賃金格差が依然として大きいこと（2012年は27.8%）に留意し、政府に対して、女性が管理職に就くこと及び男女の対等な立場での仕事と家庭における責任の調和に関することを含め、企業が男女の賃金格差を縮小するために積極的な措置を講ずるよう促すための努力を強化することを求める。政府に対して、とられた措置及び達成された結果に関する報告を行うよう要請する。

委員会は、条約がフルタイム労働者及びパートタイム労働者の双方に適用されることを想起し、政府に対して、現在差別禁止の対象となっているパートタイム労働者の男女の比率を含め、パートタイム労働法の改正の内容及び適用範囲並びにそれがパートタイム労働者の報酬の状況に及ぼす影響について詳細な情報を提供するように求める。委員会は、また、政府に対して、パートタイム労働者及びフルタイム労働者が条約の原則に関して平等に扱われることを確保するための措置を引き続き講ずることを求める。委員会は、再度、政府に対して、パートタイムの地位から正規の地位への転換の促進において実際に達成された結果に関する情報を提供すること、及び性別により分類したパートタイム労働者の数に関する統計情報を引き続き提供することを求める。

委員会は、政府に対して、導入された制度が、女性労働者を含む有期契約労働者の報酬に悪影響をもたらさないことを確保するため、有期契約から無期契約への転換に関する労働契約法の新たな規定の影響を注意深く監視するために必要な措置を講ずるよう求める。委員会は、政府に対して、裁判所が示した解釈を含め、改正労働契約法の「不合理に相違する労働条件」という文言の意味を明らかにすること、及び使用

者が有期契約を解除する（又は更新しない）ことが禁止される「場合」を明確にすることを求める。

委員会は、政府に対して、地方自治体の非正規職員の報酬が決定される方法について正規雇用職員の報酬と比較して示すこと、及び同一価値の労働を行う職員が、雇用上の地位にかかわらず、同一報酬を受けることをどのように確保しているかを示すことを求める。都道府県レベル及び市町村レベルの地方当局における臨時職員及びパートタイム職員の数について性別により分類した情報の提供も継続していただきたい。

委員会は、政府に対して、雇用管理区分に関する新たに導入された指針、並びにそれが主要なキャリア・パスへの女性の配置に及ぼす影響及びその結果としてそれが性別による賃金格差に及ぼす影響について詳細な情報を提供するよう求める。また、政府に対して、キャリア・パスの仕組みが男女間の賃金格差に及ぼす影響を評価し、キャリア・パスの仕組みが同一価値の労働についての同一報酬に関する男女の権利の障害とならないことを確保するための具体的な措置を講ずることを求める。

2013年条約勧告適用専門家委員会ILO第122号条約オブザベーション（抄）
（厚生労働省国際課仮訳）

雇用政策に関する条約、1964年（第122号）

日本（批准：1986年）

委員会は、政府に対して、調整された経済政策及び社会政策の枠組みにおいて完全雇用を促進するために採用された雇用対策に関する情報の提供を継続するよう要請する。

委員会は、政府に対して、被災した3県でとられた雇用対策に関する最新の情報を提供するよう要請する。

委員会は、政府に対して、次回の第122号条約に関する政府報告において、雇用対策の策定、実施及び評価において社会的パートナーの経験及び意見を考慮するための方法を示す詳細な情報を提供するよう要請する。

2012年条約勧告適用専門家委員会ILO第131号条約オブザベーション（抄）
（厚生労働省国際課仮訳）

開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約、
1970年（第131号）

日本（批准：1971年）

委員会は、政府の説明に留意しつつ、次に関する追加情報を提出いただきたい。（i）最低賃金が生活扶助の額よりも高くなることを確保するためにとられた、又は構想された措置、（ii）都道府県別の最低賃金の制度を維持することの利点及び欠点について詳細に検討した公式な報告又は調査研究、（iii）最低賃金審議会の代表性を増強するため、異なる労働組合の連合から最低賃金審議会の労働者委員を選任する可能性についての検討。

2012年条約勧告適用専門家委員会ILO第156号条約オブザベーション（抄）
（厚生労働省国際課仮訳）

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約、
1981年（第156号）

日本（批准：1995年）

委員会は、政府に対して、改正育児・介護休業法の実際の適用状況並びに国家公務員及び地方公務員のための育児休業及び介護休業に関する法令について情報を提供するように求める。労働時間及び休暇に関する権利を利用した家族的責任を有する労働者の数について性別により分類した統計データを含めていただきたい。

委員会は、政府に対して、公共部門を含め、有期契約労働者及びパートタイム労働者への条約の適用を確保するための努力を強化すること、並びに有期契約労働者が育児休業及び介護休業を利用できることについての意識を高めるための努力を強化することを求める。また、政府に対して、有期契約労働者が雇用の継続の見込みを示すために直面する障害、及びそのような障害を除去するためにとられた措置に関する情報を提供するように求める。有期契約労働者による育児休業及び介護休業の申請件数、及びこれらの権利が実際に有期契約労働者に認められた事例の件数について、性別により分類した最新の統計情報を提供していただきたい。

委員会は、政府に対して、育児・介護休業法第26条の適用を監督するためにとられた措置に関する情報、及び関連する困難を解決するために権限のある当局により行われた指導の具体的な事例に関する情報を含め、転勤の慣行を効果的に監視し、見直すためにとられた措置に関する情報の提供を継続するように求める。性別により分類した転勤の慣行の影響に関する統計データ並びに公共部門及び民間部門でこの点に関して行われた調査の結果を提供していただきたい。

委員会は、政府に対して、運輸業に従事する労働者を含め、家族的責任を有する男女の労働者の年間総労働時間及び時間外労働を効果的に減少させるため、年間総労働時間を減少させるための努力を強化すること、並びに労働基準法及び公務員に関する法律の実際の適用状況に関する情報を提供するように求める。また、政府に対して、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法及び労働時間等見直しガイドライン（平成20年厚生労働省告示第108号）が仕事と家族的責任の調和に及ぼす影響に関する詳細な情報を提供するように求める。契約上の地位及びフルタイム／パートタイム労働者により分類した男女の平均労働時間数の動向に関する情報の提供を継続していた

だきたい。

委員会は、政府に対して、育児・介護休業法の関連規定に関する行政上の協議及び司法上の決定並びにそれらの結果についての情報を含め、解雇その他の不利益取扱いを禁止する育児・介護休業法の関連規定の実際の適用状況についての情報を提供するように求める。また、政府に対して、条約の第8条保障が法律及び慣行において十分に適用されることを確保するためにとられた他の措置を示すよう求める。

2015年条約勧告適用専門家委員会ILO第181号条約オブザベーション（抄）
（厚生労働省国際課仮訳）

民間職業仲介事業所に関する条約、1997年（第181号）

日本（批准：1999年）

委員会は、前回の委員会の意見を参照し、三人委員会と同様、改正された法律が、条約に従って、民間職業仲介事業所に雇用されている全労働者に「十分な保護」を確保することについて強い希望を表明する。近時の法律改正にかんがみ、委員会は、政府に対して、条約の各規定及び前回のオブザベーションで提起された問題と関連する改正労働者派遣法に関する詳細な情報を提供するよう要請する。